

平成12年2月22日付け 包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252条の37第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件並びに事件を選定した理由

1) 市税収入事務の執行について

監査対象部署

財政部市民税課、資産税課、納税課

選定した理由

ア 市の歳入額の約60%をしめる市税（個人市民税、法人市民税及び固定資産税等）は課税
客体を的確に把握の上、適正に課税されているか、また、滞納額も増加の傾向にあり、
具体的な対策がとられているか。

イ 市税収入事務に要した費用は、市税収入とどのような関係にあるか、合理化など
によって軽減されているか。

等は今後の市の事務の執行に大きく影響すると認めため、市税収入の税務事務が関
係諸法令に従って合规に執行されているかにつき調査すべき必要性を認めため。

2) 職員退職金の支出事務の執行について

監査対象部署

総務部人事課

選定した理由

給与費の削減・職員定数の見直しに伴い、退職金支出が増加し、さらに将来の支出が財
政に影響を及ぼすことが予想されることから、その財務事務が関係諸法令に従って合规に
執行されているかにつき調査すべき必要性を認めため。

3) 民生費のうち社会福祉総務費の事務の執行について

監査対象部署

保健福祉部

選定した理由

四日市市の歳出予算に占める民生費の割合は20%を超え、福祉関連事業は行政サービス
の柱となりつつある。一方で、高齢化の進展及び弱者救済の観点から、市民の福祉事業に
対する行政への期待は、日増しに高くなっている。このような状況のもと、市民の期待に
応えるべく、有用かつ効率的な福祉事業が展開されているかを監査する必要性が大きい。
そのため、民生費特にそのうち大きな比重を占める社会福祉総務費の財務事務が関係諸法
令に従って合规に執行されているかにつき調査すべき必要性を認めため。

4) 水道事業会計の財務管理について

監査対象部署

四日市市水道局

選定した理由

水は生活の根に位置し、水道事業は、企業の経済性の発揮とともに公共の福祉を増進するため、その運営に関して、市民の関心が高く、また、市の重要な企業経営の一つでもあることから同企業の財務情報につき監査を必要と認めたためであるが、今回の監査では平成10年度の水道事業会計のうち有形固定資産及び職員退職金の財務事務が関係諸法令に従って合规に執行されているかにつき調査すべき必要性を認めたため。

5) 市債及び一時借入金に係る事務の執行について

監査対象部署

財政部財務課、収入役室

選定した理由

四日市市は、増大する資金需要に伴い、年々市債残高が増加している。市債は、「将来世代への負の転化」とも言われ、将来の四日市市の財政を危惧する市民の声も大きい。このような現状に鑑み、市債の発行・償還及び年度内資金の借入・返済の財務事務が関係諸法令に従って合规に執行されているかにつき調査すべき必要性を認めたため。

3 監査対象期間：平成10年 4月 1日から平成11年 3月31日まで

4 外部監査の方法

監査の要点及び実施した主な監査手続は、（別紙：監査の方法）に記載した。

なお、監査手続の適用については、効率的な外部監査の実施という観点から、網羅的に行ったわけではなく、外部監査人として重要と判断したものに限定し、試査により行った。

5 外部監査の実施期間

平成11年 7月 1日から平成12年 2月14日まで

第2 外部監査の結果

選定した特定の事件に係る事務の執行状況について、証憑書類、関係帳簿との照合及び支出手続の法令等への準拠状況の監査を実施した結果、一部について下記のとおり改善を要する事項が認められた。適切な改善措置を講じられたい。

1 職員退職金の支出事務の執行について

病院事業の庶務職員に係る退職金73,890千円が一般会計の支出に経理されているが、このうち70,184千円は病院部局に勤務した期間に応じて病院事業会計に配分されるべき金額である。このため同額一般会計の支出を多く、また病院事業の損失を少なくしている。

2 水道事業会計の財務管理について

平成10年度中に竣工し、有形固定資産の取得価額に振替えられた工事費用のうち土地勘定に配賦された間接費15,919千円は、構築物、機械及び装置等の減価償却資産に配賦されるべきであり、この額についても地方公営企業の会計規程の準則について（昭和41年 8月20日自治企一第三号）の第81条の規定に従って減価償却費の計上が必要となる。

第3 利害関係

監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252条の29の規定により記載すべき利害関係はありません。

以上

別紙： 監査の方法

1 監査の要点

監査の対象とした各事件に係る監査の要点は以下の通りである。

1) 市税収入事務の執行について

ア 賦課事務について

- ・ 納税義務者（社）、課税客体は的確に把握されているか。
- ・ 調定洩れ、調定誤りはないか。
- ・ 更正決定及び加算金の事務手続は適正に行われているか。
- ・ 不申告・過少申告に対する事務手続は適正に行われているか。

イ 徴収事務について

- ・ 徴収台帳は整備されているか。
- ・ 滞納者（社）の実態は十分に把握されているか（滞納状況と理由が明確に把握され、かつ記録されているか）。
- ・ 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。
- ・ 滞納者（社）に対する督促は適時、適切に行われているか。
- ・ 滞納者（社）に対する滞納処分は適時、かつ適正に行われているか。

2) 職員退職金の支出事務の執行について

- ・ 職員退職金の支出手続は、条例等に従って合规に執行されているか。
- ・ 支出を裏付ける証憑書類は整備保管されているか。
- ・ 関係帳簿の記載に誤りはないか。
- ・ 勧奨退職による支出削減の効果は有効か。
- ・ 将来の退職金に備えての財政上の措置は妥当か。

3) 民生費のうち社会福祉総務費の事務の執行について

ア 報償費について

- ・ 報償額は適切に算定されているか。
- ・ 支出手続は所定の手続に基づいて行われているか。

イ 負担金補助及び交付金について

- ・ 各種負担金等の種類は法令等に準拠しているか。
- ・ 予算は所定の手続に基づいて査定されているか。
- ・ 予算の実行は支出負担行為書、支出命令書に基づいているか。
- ・ 証憑等関係帳票は整備されているか。
- ・ 負担金等は、効率的に配分されているか。
- ・ 負担金等の要・不要は検討されているか。
- ・ 事後のフォローは適切に行われているか。

ウ 扶助費について

- ・ 各種助成金は法令等に準拠したものか。
- ・ 助成金申請の手続及び審査は所定の手続に基づいて行われているか。
- ・ 資格認定、資格更新の手続は適正に実施されているか。
- ・ 助成金支給の手続は所定の手続に基づいて確実に行われているか。
- ・ 証憑等関係帳票は整備されているか。

エ 介護保険調査費について

- ・ 予算額は適切な根拠に基づき計上されているか。
- ・ 予算の執行は所定の手続に基づいて行われているか。
- ・ 委託契約の方法は、法令等に準拠しているか。
- ・ 証憑等関係帳票は整備保管されているか。

4) 水道事業会計の財務管理について

ア 有形固定資産について

- ・ 固定資産の取得に関し、計画の立案から工事完了（竣工）に至るまでの事務手続は所定の手続に従っているか。
- ・ 固定資産の維持、管理及び資産保全の財務事務は合规に執行されているか。
- ・ 固定資産の処分（除却・売却）についての事務手続は、定められた手続に従っているか。
- ・ 上記に関連して財務処理（科目処理・関係帳票への記載など）は適正に行われているか。

イ 職員退職金について

上記、「2)職員退職金の支出事務の執行について」に含めて実施した。

5) 市債及び一時借入金に係る事務の執行について

ア 市債について

- ・ 起債の申請手続は、関係諸法令等に従いなされているか。
- ・ 予算で定める限度額の算定根拠は適切か。
- ・ 市債の元金償還及び利息の支払事務は所定の手続に基づきなされているか。
- ・ 関係帳簿への記帳に誤りはないか。
- ・ 関係帳票は整備保管されているか。

イ 一時借入金について

- ・ 借入は関係諸法令等に従いなされているか。
- ・ 適切な資金計画に基づき借入がなされているか。
- ・ 借入手続は円滑かつ適切になされているか。
- ・ 借入元金及び利息の支出は所定の手続に基づきなされているか。
- ・ 借入利率は妥当か。

2 主な監査手続

包括外部監査にあたり実施した主な監査手続は以下の通りである。

1) 各事件共通の監査手続

- ・ 地方自治法第 211条及び地方公営企業法第24条に規定する予算書及び予算説明資料を閲覧し、比較、分析及び予算数値の算定根拠について質問を行った。
- ・ 地方自治法第 233条及び地方公営企業法第30条に規定する決算書及び決算説明資料等を閲覧し、比較、分析及び関係書類等との照合を行った。
- ・ 予算額と決算額の差異分析の内容について説明を受けた。
- ・ 主要関連法規（地方自治法、地方公営企業法、四日市市条規類集等）を閲覧した。
- ・ 各事件の事務手続の概要及び内部統制の整備・運用状況に関する質問を実施し、その合規性について検討を行った。
- ・ 組織図（市全体、各監査対象部署）を入手した。

2) 各事件個別の監査手続

ア 市税収入事務の執行について

(7) 賦課事務について

- ・ 平成6年度から平成10年度までの税務概要を閲覧した。
- ・ 賦課から収納までの事務処理をフローチャートにより説明を受け吟味した。
- ・ 法人市民税の実態調査結果について検討した。

(イ) 徴収事務について

- ・ 滞納の発生年度別内訳の検討を実施した。
- ・ 滞納処分の執行停止及び不納欠損処分について、その理由及び手続について検討した。
- ・ 大口滞納者（社）の管理カードの様式及び記入内容について検討した。

イ 職員退職金の支出事務の執行について

- ・ 職員退職金の支出について証憑書類と照合するとともに、支出手続の合規性を確かめた。
- ・ 関係帳簿への記帳並びに決算書計上額との金額一致を確かめた。
- ・ 勸奨退職による割増金と将来の支出削減見込額とを比較検討した。
- ・ 職員退職金の要支給額を試算し、その事務手続について検討した。

ウ 民生費のうち社会福祉総務費の事務の執行について

(7) 報償費について

- ・ 報償額等の算定根拠について質問及び資料の提示を受け、内容を検討した。

- ・ 報償費の支出につき、決裁関係書類等と照合した。

(イ) 負担金補助及び交付金について

- ・ 各担当部署のそれぞれの担当者から負担等をする事についての趣旨を聴取した。
- ・ 支出の根拠となる法令等の提示を受けた。
- ・ 交付申請書、添付書類等の閲覧及び照合を実施した。

(ウ) 扶助費について

- ・ 各担当部署の担当者から助成金の趣旨を聴取した。
- ・ 資格認定、資格更新手続きにつき、チェック体制の聴取と各証憑との照合を実施した。
- ・ 支給決定の記録と支出の記録との照合を実施した。

(エ) 介護保険調査費について

- ・ 契約書及び決裁関係書類の閲覧及び内容について吟味した。
- ・ 支出手続に関して、関係帳票と照合した。

エ 水道事業会計の財務管理について

(7) 有形固定資産について

- ・ 資産の取得のうち建設工事について、計画の立案から工事竣工に至るまでの一連の証憑書類と照合し、取得の手続の合规性を確かめた。
- ・ 会計記録と関係帳票の照合を行い、貸借対照表の正確性と適正性を調査した。
- ・ 原価計算手続きにつき質問するとともに関係帳票を通査しその算出過程を検討した。
- ・ 長期未精算工事の有無を関係帳票で確認した。
- ・ 売却・除却処理につき質問及び証憑書類との照合を行い会計処理手続の正確性を確かめた。
- ・ 登記簿謄本との照合等を実施し、資産保全状況を検討した。

(イ) 職員退職金について

- ・ 上記、「イ職員退職金の支出事務の執行について」に準じて実施した。

オ 市債及び一時借入金に係る事務の執行について

(7) 市債について

- ・ 市債の発行額、残高、利息額に関して照合、比較、分析を実施した。
- ・ 起債計画書を閲覧し、その内容を吟味した。
- ・ 起債額に関して、借用証書等関係帳票との照合を行った。
- ・ 償還元金及び利息の支払に関して、関係帳票との照合を行った。

(イ) 一時借入金について

- ・ 一時借入金の借入額及び利息額等の年度比較を実施した。
- ・ 入札借入に関して関係帳票と照合した。
- ・ 繰替運用に関して、決裁書類の閲覧及び基金残高との整合性を吟味した。
- ・ 一時借入金残高に関して、関係帳票と突合した。
- ・ 元本返済及び利息の支払について関係帳票と照合した。